

令和 2 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 9 月 11 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階全員協議会室
3. 開 会 令和 2 年 9 月 11 日 午前 8 時 56 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 出資法人の経営状況説明書について
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 2. 事前質疑
 - (1) 市営住宅入居者の連帯保証人について
 3. 報告事項
 - (1) 可児市御嵩インターチェンジ工業団地開発に伴う発掘調査事業について
 - (2) 可児市郷土歴史館改修のコンセプトについて
 - (3) リニア中央新幹線の進捗状況について
可児市コミュニティバスの再編について
東海環状自動車道 4 車線化事業について
 - (4) 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
 4. 協議事項
 - (1) 前期委員会からの引継ぎ事項及び今期委員会の調査研究課題について
5. 出席委員 (8 名)

委 員 長	中 村 悟	副 委 員 長	渡 辺 仁 美
委 員	林 則 夫	委 員	野 呂 和 久
委 員	酒 井 正 司	委 員	川 上 文 浩
委 員	澤 野 伸	委 員	伊 藤 壽
6. 欠席委員 なし
7. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟	事務局長	村 瀬 雅 也
公益財団法人可児市文化芸術振興財団	事務局長	遠 藤 文 彦
8. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉 山 徳 明	市民部長	肥 田 光 久
建設部長	安 藤 重 則	文化スポーツ課長	各 務 則 行

文化財課長 川 合 俊
都市計画課長 溝 口 英 人
建築指導課長 吉 田 順 彦

郷土歴史館長 水 野 幸 永
施設住宅課長 今 井 亨 紀
環境課長 西 山 浩 幸

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮 崎 卓 也
議会事務局
書 記 下 園 芳 明

議会総務課長 梅 田 浩 二
議会事務局
書 記 林 桂 太 郎

○委員長（中村 悟君） おはようございます。

取りあえず1回目なので、立って御挨拶をさせていただきます。

新しい今期の第1回目の建設市民委員会ということで、またこの1年、皆さん方と一緒に委員会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、建設市民委員会を開会しますが、新型コロナウイルス感染症対策のために市の執行部の出席については必要最小限にとどめ、随時休憩を取って入替えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日、別室ではありますけれども、傍聴される方がお見えになるということで、もう既に来ておみえになるということですので、御報告をさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話をしてください。

それでは、1番、出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 村瀬雅也さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 遠藤文彦さんに御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。説明は簡単に行っていただくとともに、事前に提出させていただいた質疑についても回答をお願いします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、資料番号20番に沿って御説明をさせていただきますのでお願いします。

令和元年度の事業報告及び決算報告書として出させていただきました。これは、私どもの理事会評議員会の資料と同じ内容となっております。

それでは、ページをめくっていただきます。

1ページから1、2、3ページにわたっては、2019年度の事業報告ということで、月例順に順番、一覧となっております。

もう一回めくっていただいて、4ページからで御説明をさせていただこうと思います。

4ページ以降は、主な事業についてのそこにある説明があります。4ページ、左側のほうを見ていただきますと、まず第38回可児市総合体育大会ということがあります。私ども、大きな大会としましては、市の総合体育大会、それから可茂地区体育大会、それから県民スポーツ大会と、この3つが種目別にそれぞれ競技が行われておる種目でございます。

まず、可児市の総合体育大会につきましては、1年間通じて、各協会ごとに行っております、下に書いてあるのが種目なんですけど、全部で22種目において、それぞれ熱戦を繰り広

げていただいております。地区対抗で争うもの、そうでないものとそれぞれ行っております。

それから、可茂地区体育大会につきましては、6月から8月にかけて、14種目においてそれぞれ開催されておまして、可児市からは297人を派遣しております。

県民スポーツ大会につきましては、9月に開催されておまして、これも300人ほど可児市から派遣しています。

右側のページを見ていただきまして、総合得点と順位がございまして、今回、前年度は第4位ということで、その前の年がたしか7位でしたので、3位ぐらい躍進して頑張っていたいております。

それから、あとは大きな事業としましては、可児駅伝競走大会が12月8日、90チームで行っておりますし、シティマラソンは2月16日に開催して、裏のページを見ていただきますと、6ページですが、2,009人の申込みがあって、盛大に開催させていただいております。

大きな事業としては以上のようなことですが、それぞれ会議関係、6ページ、7ページに記載させていただいたとおりでございます。

またページをめくっていただきまして、9ページに貸借対照表がございまして、10ページを見ていただくと正味財産の増減計算書がございまして、

10ページのほうから先に説明させていただきます。

公益財団法人は、公益財団法人としての決まりがいろいろありまして、その中で、この正味財産増減計算書も、一般企業ですと損益計算書に当たる部分になりますけど、この見出しから、項目からこうやってやりなさいということが決まっておりますので、それに沿って記載がしてあるとおりです。

その中で、(1)経常収益の計を見ていただきますと、6,215万354円ということで、増減としては、前年よりも249万8,000円ほど減っております。大きな減の原因としましては、市補助金の減が200万円ほど計上してございます。これがなぜ減かということはちょっとなかなか説明が難しいんですけども、公益財団は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて、もうけちゃいかんということがありまして、第14条の中で収支相償という考え方がありまして、公益事業を行う場合に、収益が費用よりも多くなっちゃいけないという、そういった縛りがございます。そういう意味で、実は一昨年体育連盟の錬成館の建物の改修を行いまして、トイレやなんかが、洋式できれいに資産価値が上がるような工事をさせていただきました。そこで資産価値が上がった分がプラスになってしまったので、その分を減するために、収支相償を取るために減になったというようなことになっております。

経常費用のほうに移ります。

11ページの真ん中、中段下のほうを見ていただきますと、6,328万3,468円の経常費用ということになっておまして、増減で考えるとマイナスの113万3,114円というような結果になっております。それで、最終的に正味財産の期末残高、一番下の欄を見ていただきますと、約2億2,254万円というような数字になっておまして、前年度増減では500万円ほどの減ということになっております。この減の大きな部分は、錬成館が減価償却を毎年四百数十万円

しておりますので、その分の減が大きなものとなっております。

ページ戻って、9ページを見ていただいたときに、その正味財産の合計が先ほどの増減計算書と同じ2億2,254万424円という形で計上してあるということでございます。

あと、12ページ以降は財産目録でありますとか、あと13ページには基本財産の増減、あと残高について記載しております。後ほど質問でございますので、ここに説明させていただきますと、13ページの中段の表の中に科目と期末残高がございます。特定資産の中に、マラソン積立金というのがございます。これの当期の残高が405万4,602円ということで決算しておりますので御報告させていただきます。

あと、14ページほどに、その他の細かい期末残高の数字等が載っておりますが、説明としては以上のような形で説明をさせていただきます。

質疑については、このままお答えすればよろしいですかね。

○委員長（中村 悟君） はい。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 分かりました。

それでは、質疑を3つほど頂戴しておりますので、それぞれお答えをさせていただきます。

最初にちょっと順番はあれなんですけど、野呂委員から2件いただいておりますので、そちらのほうからお答えさせていただきます。

まず野呂委員の2と書いた分ですが、定時理事会において、令和2年度の事業計画が議題されたときに、新型コロナウイルス感染症対策についてはどうであったかというような御質問をいただいております。

ただ、私ども理事会が1月29日、評議員会が2月1日に行っておりまして、この時点では、まだ国内での陽性者は少し出たか出ないかぐらいのところ、国内の死者が出たのが2月中旬だったと記憶しております。ですので、この時点では、まだコロナの影響がこれまで大きなものになるということは、この時点では想定しておりませんでしたので、そういった議論はこの場にはなかったですし、この時点ではマラソンでさえやめるという、そんな話は全く出ていない状況で、私どもマラソンが終わった後、2月末ぐらいから非常にその辺が大きな催しの中止ということが相次いできたということになっております。

それから、野呂委員からもう一ついただいております。ハーフマラソンの状況についてということでお答えさせていただきます。

ハーフマラソンにつきまして、先ほどマラソンの積立てが約400万円ということでありましたけれども、これもハーフマラソンへ移行する場合に使わせていただくために積み立てておるところでございます。

現在、ハーフマラソンにつきましては、事務局でコース案を検証している段階でございます。開催にかかる全体の予算額については、大体美濃加茂市で初回やったときとか、いろいろなケースについてはそれぞれ調査しておりますけれども、準備の予算については、まだ当初予算までに数字を精査していきたいということで、まだ今のところは確定できないことは申し上げられません。

まだコースの案の検証中でございますけれども、やはり人数が多く駐車場がスペース等必要ということもありますので、現在は、花フェスタ記念公園を中心としたコースでの距離とかコースについて今検証しているところでございます。

マラソンについては以上のようなところで、積立金の利用につきましては先ほどの金額ですが、これは準備段階から1回目の開催までの間で活用していく予定をしておりますのでお願いします。現在のところでは、令和4年を目指して進めているところでございます。

それでは、続きまして中村委員の御質問についてお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ゴルフ協会につきましては、ジュニア育成ということでいろんな形でやっていただいております。ジュニア育成に関しては、連盟自体の全体の事業計画がありますが、その中で、ジュニア育成ということが大きくうたっておりまして、それぞれ種目ごとに年代とかアプローチの方法も違うので、協会の主体で取り組んでいただいているところです。連盟の役割としましては、全体の旗振りとか、あとはそれぞれ各協会が取り組むに当たって必要な備品とか、そういったことも新たに出てきますので、そういったものに対しては、購入の補助制度などで各協会の取組を後押ししているという状態でございます。

各御質問に対するお答えについては、以上になります。

○委員長（中村 悟君） すみません、ありがとうございました。

野呂委員、よかったですか、今のお答えの分で。再質問はないですか。いいですか。

○委員（野呂和久君） はい。

○委員長（中村 悟君） じゃあ私も出させていただきますが、ゴルフのジュニア育成事業ということでそこそこのお金が出ておるので、体育連盟としても、各競技ごとの各協会がジュニア育成に取り組んでいただいておりますということですが、本当に連盟として全体の旗振りとか後押しということなんですが、そろそろ何かジュニアの育成という意味で、そういう各団体に何らかの意思表示をしてみたり、そういう活動が、方向転換のようなことができるのかなあということで質問をさせていただきましたが、今のところ従来どおり各競技ごとというか、各協会ごとで取り組んでもらうというお返事でよかったということですね。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 各協会それぞれ種目によって特性があるので、そのところはお願いしたいということを思っております。連盟としましては、ジュニア育成のための全体の指導者養成講習会とか指導者講習会を全体で行っていますので、それも含めてサポートしておるという状態ですし、先ほどの備品の購入補助についても、枠を増やしながらか後押しを強化していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、その他、ほかの委員の方。

○委員（川上文浩君） ちょっとお聞きしたいのが、年度内全てマラソン、それから駅伝も中止になったということで、来年度からどういうふうやっていくかというその方針はどこかで出されるはずですね。そのスケジュール感ってどうなっていますか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 皆さん御承知のとおり、今年の駅伝、それからシティマラソンについては既に中止が決定しております。今年度、実はまだこれから事務局内で今協議しておる段階なんですけれども、当期においてランナーとか、そういった方々が目標にできるような、そんなイベントをコロナウイルス感染症の対応が十分にできた形でできるものがないかということは今実は検討中です。

今のところ2つほど事業を上げて進めていくということで今年度進めておりますけれども、来年度の事業についてはまだどういった形で、まだそこまでは話は進んではいない状態です。以上です。

○委員長（中村 悟君） あとほかの方は、何か質問ございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないということで、発言もないようですので質疑を終わらせていただきます。

それでは、続きまして可児市文化芸術振興財団事務局長の遠藤文彦さんより御説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料ナンバー21の経営状況説明書に沿って御説明をさせていただきます。

まず1ページ目、令和元年度の事業報告になります。具体的な事業詳細に関しましては、3ページから11ページも併せて御覧いただければと思います。

私どもの事業は、大まかに3つ事業があります。1つは、1番の鑑賞体験促進事業、2番目には、まち元気・市民交流促進事業、そして3つ目には貸館事業でございます。

1つ目の鑑賞体験促進事業というのは、良質な舞台作品を市民の方に提供するという事業を進めており、演劇、音楽、クラシック、落語など、昨年度は18の事業を実施しております。2008年度からは、財団が日本を代表する新日本フィルハーモニー交響楽団と文学座の2団体と地域拠点を結んでおり、公演はもちろんワークショップや学校、福祉施設に出向いたアウトリーチ活動をプログラミングしました包括的な提携契約をしております。

昨年度においては、音楽について、この新日本フィルハーモニー交響楽団による「サマー・コンサート」、ウィーン・フォルクスオーパー交響楽団による「ニューイヤー・コンサート」を行いました。また、ポップスにおいては、岩崎宏美のコンサートを実施しました。

演劇については、文学座の「ガラスの動物園」の公演のほか、文学座の指導の下、子ども向け舞台「さるかに合戦」の稽古と公演を実施しております。

鑑賞体験促進事業の詳細につきましては、3ページから5ページまでの頭の部分で掲載しておりますので、御覧いただけたらと思います。

すみません、申し訳ございません。ウィーン・フォルクスオーパー交響楽団ではなくて、新日本フィルハーモニー交響楽団に変わりました「ニューイヤー・コンサート」でございます。ちょっと間違えました。申し訳ありません。

それから、続きまして2番目のまち元気・市民交流促進事業でございます。こちらは、市

民が参加することでつながりをつくり、生き生きした毎日を送ってもらうため、7つの事業やワークショップを実施しております。

詳細といたしましては、5ページから11ページ、また黄色い冊子でまち元気レポートというのも置いてありますが、こちらのほうも併せて御覧いただけたらと思います。

まず主な事業としまして、6ページ1段目にありますけど、自主企画、日英共同制作公演「野兎たち」という公演事業、英国のリーズ・プレイハウスと文化創造センター アーラが共同して可児市を舞台にした新作の演劇作品を5年にわたる歳月をかけて制作、完成させたものでございます。

昨年度は、日英双方のキャストの選定から12月、1月に合同稽古を経まして、2月8日から東京の新国立劇場、それから文化創造センター アーラ、それからリーズ・プレイハウスで公演を行っております。また、この公演の模様を今9月18日までですが、ユーチューブのほうでも御覧いただけますので、見ていただけたら幸いです。

それから、5ページの一番下にあります朗読公演「シリーズ恋文vol.10」は、辰巳琢郎さんと木の実ナナさんを招いて制作、公演を行いました。これは6ページの上から4番目にありますけど、愛知県豊田市、秋田県能代市でも公演を行っております。

それから、6ページのまち元気・市民交流促進事業の1番になりますけど、劇場の鑑賞が困難だった人が気兼ねなくクラシックコンサートを楽しめる「オープン・シアター・コンサート」というものを実施しております。

それから、6ページの下段にあります普及啓発事業のワークショップにおいては、一番下にありますが、障がいの有無に関係なく参加できる「みんなのディスコ」、7ページの上から一番目にありますが、ALRA（アルラ）とありますが、そういう英国の演劇学校が文化創造センター アーラを海外研修先として選定されまして、2週間滞在し、ワークショップを実施しております。

そのほか、コミュニティプログラムとして高齢者の体力づくりと孤立防止、小さい子供を持つ親の子育てのワークショップ、13のこういったワークショップを取り組んでおります。

それから、9ページ中段は6つの芸術団体の支援を行っております。それから、10ページは市委託事業になります。それから、10ページ下段、各事業共通と掲載しておりますのは、特に3番目の企業などの寄附を頂くあしながおじさんプロジェクトを実施しております。今のがまち元気・市民交流促進事業でございます。

2ページに戻っていただきまして、3つ目にあります貸館事業・施設管理についてですが、利用者の皆様が快適に利用できますように舞台技術や制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するように心がけております。

それから、4番目、その他としてでございますが、特に日本芸術文化振興会が国から委託されております劇場・音楽堂等機能強化推進事業において、文化創造センター アーラが総合支援事業に採択されまして、平成29年度から5年間の補助を受け、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるように事業を推進しております。

なお、11ページですが、コロナウイルス感染症の影響で3月1日以降に7つの事業を中止しておりますので、ここに上げさせていただきました。

以上、事業報告として大まかな事業分類に従って御説明をさせていただきました。

続きまして、12ページお願いいたします。

こちらは財団の役員と職員に関する報告です。

13ページ、役員会等に関しまして、5回の理事会、4回の評議員会、1回の監査を実施しております。

めくっていただきまして、14ページから18ページに関しては、1件30万円以上の契約業務に関して上げております。

それから、19ページからでございますが、財務諸表関係となります。

財団の会計は、公益法人会計基準に基づいて行っておりますので、地方自治体の会計よりも企業会計に近いものとなっております。

19ページが貸借対照表でございます。年度末における法人の財政状況を表したものですけど、御覧いただきますと、Ⅰ番、資産の部、Ⅱ番が負債の部、Ⅲ番が正味財産の部というふうになっておりまして、資産の合計から負債の合計を引くと正味財産の合計というふうになっております。

下から2行目になりますけど、正味財産の合計は当年度1億4,730万6,941円で、前年対比で2,351万円ほどの減ということになります。

この表をちょっと詳しく見ていただくために、28ページになりますけど、財産目録で御説明をさせていただきたいと思っております。

流動資産のほう、こちらは上から現金から商品までありますが、2段目の普通預金は運転資金になります。その下の未収金は日本芸術文化振興会の補助金、3月31日では収入されていませんけど、年度明けには収入をしております。補助金のほかに、チケットのクレジット払いやネットの購入代金、こういったものが未収金になっておりますが、入金をしております。

また、次に固定資産でございますけど、基本財産、これは財団ができるときに寄附行為に当たるものでございますけど、有価証券2本と預金という形で1億円があり、これは可児市からの出捐金でございます。

それから、特定資産でありますけど、これは使い道が特定されているもので退職給付の引当資産となっております。あと、車両運搬の減価償却が見てあります。

続きまして、負債として流動負債がありますが、未払金、それから前受金、預り金とございます。前受金は令和2年度の貸館、それから施設の利用料等の前受けをしたもので、令和元年度の収益に振替をさせていただいております。

その下の固定負債というところでございますが、先ほどにも上がってまいりましたが、退職給付の引当金が上がっています。一番下、正味財産ということで、約1億4,730万円ということで貸借対照表の数字と一致をしております。このような形です。

続きまして、20ページ、正味財産増減計算書のほうを御説明させていただきます。

これは、1年間の財団の事業活動の収支を表したもので、20ページ、1の(1)でございますけど、経常増減の部ということで、本来の通常活動に発生した収益、費用の増減を表しています。経常収益と経常費用から構成されておまして、まず(1)番、経常収益のうち事業収益の合計が5億7,542万3,499円でございます。内訳として、主なものは入場料収益約3,756万円、それから利用料金収益の約3,280万円、それから公演事業収益の約997万円ということです。公演事業収益というのは、自主制作の作品をほかの会館に販売した収益でございます。

その下の指定管理受託収益、これは指定管理料でございますが、可児市より4億3,600万円を頂いて、収益の約70%を占めております。

その下、文化振興受託収益が約5,590万円ですが、主に日英共同制作公演事業の可児公演の受託収益となっております。

事業収益の下の受取補助金は3,354万3,000円で、主に日本芸術文化振興会からの補助金となります。そのほか受取補助金としましては、27ページの5に補助金の内訳がございますが、御覧のようになっております。

受取寄附金に関しては、先ほどの私のあしながおじさんに寄せられた浄財でございます。

以上、経常収益の合計としまして、6億1,974万489円ありました。

次に、経常費用でございますが、大きく事業費と管理費というふうに分かれております。

職員の業務に対する従事割合で、この2つに分けております。

事業費につきましては5億8,781万6,027円で、内訳の主なものとしては、給料手当が1億4,096万円ほど、下から6行目になりますけど、光熱水費が約4,819万円、21ページの3行目になりますけど、委託費の約2億6,172万円となっております。

また、管理費でございますけど、5,543万7,454円です。主なものとしては、すぐ下にあります給料手当が約1,945万円、下から3行目にあります委託費が約1,985万円ございました。

都合、経常費用の計は6億4,325万3,481円ということでございます。

その下にありますように、増減額としましては、マイナス2,351万2,992円が当期の経常増減額となります。

ここまでの経常増減の部でありまして、その下が2つの経常外の増減の部ということで、収支ともゼロでございますので、この分を加味しまして、当期の一般財産増減額は2,351万2,992円のマイナスということでございます。

それから、この金額に前年度の期末残高を加えました21ページ下の数字となりますが、正味財産の期末残高につきましては、1億4,730万6,941円ということで、先ほどの貸借対照表の数字と一致しております。

それから、22ページから25ページにかけては、縦横の向きが変わりますが、正味財産増減計算書の内訳表となります。

ただいま御説明を申し上げました金額は一番右側の合計欄に入っておりますが、この金額

を公益目的事業会計と、それから収益事業等会計、それから法人会計の3つの各事業会計の科目別に分けた表となっております。

26ページには財務諸表に関する注記、それから28ページは財産目録、29ページは5月18日に監査を受けておりますので、ここで併せて報告をさせていただきます。

というようなことで、以上、令和元年度の経営状況の説明をさせていただきました。以上でございます。

御質問よろしいですか。

○委員長（中村 悟君） はい、それじゃあ続けて。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 御質問いただいております。

御質問の内容は、コロナ禍での貸館事業について、各部屋の換気設備はどうかという御質問でございます。

これに回答としまして、可児市文化創造センター アーラでは、全ての施設において機械換気設備により法令に定める環境基準に適合するように換気を行っております。利用者の皆様に安心して御利用いただける環境を御用意できておりますので、御安心いただけたらと思います。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

取りあえず、野呂委員、今の御質問に対する再質問は。

○委員（野呂和久君） 換気設備は十分だということなので安心はしましたが、手洗いや、そうしたことは利用者の側で責任を持ってということかと思っておりますので、利用する場合、例えば換気も必要だということは思いますので、今のお話ですと、例えば利用中は入り口を開放、空気の入替えをした状態で利用しなきゃいけないとか、例えば映像シアターですと2か所たしか出入口があるので、そこを両方とも開いた状態で換気をするとか、そういうことが必要かどうかというようなことをお聞きしたくて、そんな必要はないですよと、十分それは換気できる状態になっていますよということであれば。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） そもそも窓ガラスがない設計です。こういう建物に関して、機械で強制換気するというふうで法令で決めてある基準をクリアしておりますので、一般的なこういうふう窓を開けるといようなことはなくて換気ができるような仕組みになっております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 野呂委員、よろしいですか。

○委員（野呂和久君） はい。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か。

○委員（川上文浩君） 1点、アニュアルレポートを見させていただいたときに「野兎たち」、ちょうど日英共同、あそこがやはり1,900万円ぐらいちょっと大きなマイナスになっていて、これは多分、影響は東京公演が中止になったからということなのかなあと思うんですが、その辺の理由は、正確なところはどうなんでしょう。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 東京公演がマイナスになっ

たということ……。

○委員（川上文浩君） 中止になったのが原因なのかということ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 中止になったのは、そういうことはございません。東京公演は全部やっておりますので、中止になったのはリーズ公演で、4回目以降がコロナの影響で中止になった。

〔発言する者あり〕

そうですね。向こうへ行ったとき中止になりましたけど、こちらに関しては、こちらの収支の影響はございませんので、そもそもこの大きな事業をやるのにかかった費用ということですけど、当初見込んでいた金額よりは、逆に節約できたという形になっています。もともとそもそも予算的に赤字の予算を組んでこの事業にかけておりましたものですから、そういうことから想定内で済んだというような形でございます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 細かい予算の内容は、我々中身が分からないのであれですけど、そうだったんですかということ、なるほど。次期以降はなくなるということですか。今後、これはまた続けていくんですかね。日英共同制作事業というものは。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） こういった大きな公演事業というのは、ちょっと金額がかさむということですけど、人的な交流とか、あるいは特にリーズ・プレイハウスというのは今回もNHKインターナショナルで放映されまして、その中でも野兎たちは紹介されたんですけど、特に社会包摂に関して進んだ劇場でございまして、そういったところで私どもも非常に見習うことがありますものですから、職員の連携を深めながら、より世界的な課題とか人類に共通する話題について深く理解を進めていきたいなあと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） もう一点、館長のエッセイを僕も読んでいますけれども、どうも今限りでというような話なんで、それは確定的なんでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） エッセイを読む限りでは、館長職は退きたいということでございますけど、まだ正式に決まった話ではございませんし、まだクエスチョンな部分はあります。ただ、何らかの形で文化創造センター アーラには非常に貢献していただいていますので、その方針を引き継いで享受できるような形の役職を考えていきたいなあと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 気合いの入った上・中・下のエッセイですよ、今回もね。本当に読むのも大変なぐらいのエッセイで難しい言葉も書いてあるんですけども、そうなるかと物すごく影響が大きいかなあというのは大変危惧されるので、どういう方向性で行かれるとか、それが決まればやはり議会のほうでも報告はしていただかないと、金額が大きいものですから、文化創造センター アーラのほうがですね。ぜひそういった今後どうしていくのかというのは報告していただければというふうに思います。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） すみません。私が申し上げることではないんですけど、市としても非常に注目をしておる部分でありまして、今おっしゃるような議会にもきちっと

御相談させていただく部分があれば相談させていただきますし、報告する分については、当然報告させてもらいたいと思っています。ただ、今、遠藤事務局長がおっしゃってみえることは、財団の中の動きの中で、そういう方向を取りたいということをおっしゃってみえるということで、エッセイですので若干御本人の思いのところが強く書かれていますので、公式見解としては、まだ今のところは決まっていないということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 20ページの正味財産増減計算書の事業収益合計、3分の1ぐらい上からの部分ですね。2,100万円ほど減っているということ。一番大きいのは文化振興事業受託収益が減っているということですが、文化創造センター アーラというのは確かに利益追求事業でも何でもなし、それこそ文化の向上であり市民向上なんですけど、この数字を見ると、かなりちょっと好ましくないなあとと思うので、それで7事業をコロナで中止されましたね。そのマイナス額ってどれぐらいか分かりますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 今の受託収益に関しては逆に増えてはいますけど、当年度は。よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 7事業中止したとおっしゃいましたよね、11ページのところ。そのマイナスの総額。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） チケットの払戻しとしまして、3月1日からなんですけど、60万6,300円でございます。それから、貸館で利用料金を還付いたしました。こちらのほうは49万6,670円で、都合100万円ちょっと超えたという感じになります。

○委員（酒井正司君） 両方合わせてその程度の金額ということは、大きな事業収益のほうには影響は出ていないということが言えるかと思うんですよね。先ほどの事業収益の計、これだけ2,100万円減ったというコメントをちょっといただけませんか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 事業収益に関しては2,100万円ほど逆に増えております。ただ、支出のほうが増えていますので、その分でマイナスになっておるということでございますけど。

今も川上委員の御質問にありましたように、日英共同制作で、そもそもちょっと大きな事業でございましたので、こちらの支出が非常に大きくなってマイナスの2,300万円ということなんですけど、先ほども言いましたが、そもそももうちょっと大きな額の損失を予算として上げておりましたので、その想定内に収まりましたということをお報告させていただきました。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか、酒井委員。

○委員（酒井正司君） はい。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か御質問のある方、見えませんか。

○副委員長（渡辺仁美君） すみません。日英共同事業のお話が出ているんですけども、リ

ーズ・プレイハウスとの共同の取組の中で、たしか劇場会議の中でおっしゃっていたことだったと思うんですけども、シェイクスピアのプレイを子供たちですと。既にイギリスでは、もうリースクールのようにプライベートスクールのお金持ちの子も、あと下町の子も一緒になって何かそういった劇をつくり上げているというのがお話の中であって、それを今後可児市をも拠点としてやっていくような、そういった夢のあるお話を伺ったことがあるんですけども、そういったことは現実どうですか。今後の可能性としておやりになられるのでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 具体的にはそういったシェイクスピアの劇をやるということは上がっておりませんが、この黄色い冊子の表紙にもありますけど、To See You, At Lastということで、昨年度リーズ・プレイハウスで演劇をやっている子供たちと、それから日本の子供たちが一緒に演劇を夏休みを使って文化創造センター アーラのほうでやりました。そういうような子供たちを通した両方で企画をできるといういなあと感じておりますけど、非常にインパクトがありまして、こういったことを独創性を育むということとか、あるいは子供たちのコミュニケーション能力を高めるということでは非常に効果があるということで、こういったことも財源を見ながら検討をできたらということでは感じております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、ございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

ここで参考人の方の執行部の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時45分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

事前の質疑が出ておりますので、それについてを議題といたします。

事前質疑で、市営住宅入居者の連帯保証人についてを議題といたします。

質問者である野呂委員に質問事項の御説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） 質問をそのまま読ませていただきます。

市営住宅入居者の連帯保証人について。公営住宅への入居に際しての保証人（連帯保証人を含む）の取扱いについての通知が国土交通省から2018年3月に出され、公営住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要とし、公営住宅管理標準条例を改正し、保証人に関する規定を削除しました。

1つ目の質問です。

市営住宅の保証人書類添付についての可児市の考えをお伺いします。

2つ目、県内で公営住宅の連帯保証人の書類添付を廃止している自治体があれば教えてください。

○委員長（中村 悟君） それでは、これに関しまして執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 建設市民委員会資料1の質疑表題1. 市営住宅入居者の連帯保証人についてお答えいたします。

まず1つ目の御質疑の市営住宅使用請書への連帯保証人の連署について、当市の考えをお答えいたします。

御質疑のとおり、平成29年5月に成立した民法の一部を改正する法律により、個人根保証契約に極度額の設定が必要になったことなど、民法による債権関係規定の見直しが行われ、令和2年4月から施行されました。この施行に先立ち、平成30年3月30日には、国土交通省住宅局において民法の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取巻く最近の状況等を踏まえ、公営住宅管理標準条例（案）についてを改正し、併せて地方自治法に基づく技術的助言として、同日公営住宅への入居に際しての取扱いについてと題した通知がございました。この通知を受けまして、当市では今年度4月より、大きく分け2点の対応を行っております。

1点目としましては、可児市市営住宅管理条例施行規則の改正を行い、連帯保証人の極度額に関する条項を追加しております。

2点目としましては、1点目と同様施行規則の改正でございますが、可児市市営住宅管理条例において、お二人以上の連帯保証人の連署を市営住宅使用請書に求めておりますが、特別の事情があると認められるものに対して、市営住宅使用請書に連帯保証人の連署を必要としないことができるという規定に関し、特別の事情があると認められる者を60歳以上の方、障がいのある方、生活保護の被保護者の方などを上げ、明示をさせていただきました。

また、可児市市営住宅入居者に係る連帯保証人事務取扱要綱を作成し、連帯保証人の連署を必要としない方に関しては、生活保護の被保護者の方は免除とし、これ以外の60歳以上の方などはお一人の署名を頂くこととしました。加えて、この特別の事情があると認められる者に該当する方については、緊急時に連絡することができる方を別に定めて届出を頂くこととしております。

以上2点が昨今の社会情勢の答を受けた当市の対応でございます。

2点目の連帯保証人の連署に関する当市の考え方といたしましては、ここ数年来、入居相談や入居申込みの説明時には、連帯保証人をお願いできるかどうか分からないというふうな御相談はあるものの、連帯保証人が確保できないために入居できないといった事態は生じていないこと、加えて家賃滞納者に対する納付指導も、市の納付指導だけでは効果が薄い場合があり、連帯保証人からの指導が効果的な場合も見られます。したがって、連帯保証人の存在は滞納の抑制を図る抑止力にもなっているというふう実感しております。

これらの理由から、市営住宅使用請書への連帯保証人の連署は必要であると考えており、今回対応した現在の運用を維持していく考えでございます。ただし、今後将来、家賃滞納の解消であるとか大幅な減少が認められることや、他の自治体の動向や社会情勢を見ながら、

市営住宅の管理に関する様々なルールについて適宜見直していくことは必要なことであろうというふうに考えております。

続きまして、2つ目の御質疑の県内の公営住宅の連帯保証人の書類添付を廃止している自治体は幾つあるかについてお答えいたします。

今般、当市において岐阜県内全自治体40の自治体のうち、県営住宅管理の岐阜県を含む市町村営住宅を管理する自治体35の自治体を対象に、9月1日現在における連帯保証人に関する聞き取り調査を実施いたしました。

この調査結果によりますと、岐阜市のみが連帯保証人を廃止しております。これ以外の連帯保証人を必要としている自治体は、岐阜県を含む34の自治体というふうになります。そのうち、お一人の連帯保証人を必要としている自治体が岐阜県を含む9の自治体、お二人の連帯保証人を必要としている自治体が当市を含む25の自治体というふうな状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

○委員（野呂和久君） 2点について変更したということで、生活保護者については保証人の書類は必要ないというふうにまずしたということで、まず確認ですが、ということですか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 生活保護の被保護者の方につきましては、現在家賃のほうですけれども、いわゆる代理納付という形が可能となっておりますので、保護者への保護費を通常お渡しになるわけなんです、家賃を直接私どものほうに振り込んでいただくというシステムを取っておりますので、基本的にはいわゆる滞納の心配はないというふうなことで免除というふうにしております。以上です。

○委員（野呂和久君） 滞納をする場合があるということで、そこが1つ心配だということで、例えば保証人の書類を市として必要だという場合はどういう場合でしょうか。保証人の書類を添付してもらう目的は、それを使う目的というか、それは何のために取るのかという。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 連帯保証人で今回の民法の改正でもそうなんですけれども、いわゆるお金の保証になるかと思うんですが、今回の改正で、家賃の12か月分を極度額というふうに令和2年4月からはしておりますので、4月から入居になった方についてはそういった極度額、例えば月1万円であれば12万円という極度額ということになるんですけれども、そういった極度額までの範囲に対して、最悪の場合は連帯保証人のほうにお支払いをお願いするといったためのものになるかと思えます。

○委員（野呂和久君） 実際に保証人を立てて滞納があったという事例というのは、ここ最近あるのでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 滞納のあった方はありますので、入居されている方は当然連帯保証人を立てておみえになりますので、保証人がおみえになって滞納を実際された方というのはございます。

○委員（野呂和久君） 保証人の書類を頂いて、今緊急の連絡人の書類を頂いているので、それで緊急連絡人の方に連絡をしながら、滞納があった場合はその方に声をかけながら御本人

またはその関係者、連帯保証人、どなたか分かりませんが、その方から入居費を徴収しているということだと思うんですけど、それで済んでいるのか。保証人の書類が最終的に必要なのは裁判にかけるとか、そういうときではないということですか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 裁判とかそういうときのそれは、いわゆる証拠書類としては必要な場合は出てくるかと思えますけれども。

○委員（野呂和久君） 裁判以外に必要なことってありますか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） その書面がないと連帯保証人が当然誰であるかというのが分かりませんので、そういった面では当然必要ですし、何らかのそういった高額な滞納が出てきてしまって督促の提起をするとか、そういったようなことになった場合には必要になるかと思えます。

○委員（野呂和久君） その緊急連絡人の方の書類をもらっているんで、連帯保証人の書類がなくても対応はできるのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 当然緊急連絡先ということは、入居者の方に何か、例えば入居中に何か事故があったりとかといった場合ですとか、連絡が急にその入居者が取れなくなったというときに必要になってくると思うんですけども、緊急連絡先の方にお金の話をするというのは基本的にできないと思えますので、そういった連帯保証人の方にお金の話というのはさせていただくということになると思えます。

○委員（野呂和久君） そうすると、緊急連絡人と連帯保証人というのは、全く別々の方の名前を書いていただいて提出してもらっているという。

○施設住宅課長（今井亨紀君） そうです、そういうことになります。

○委員（野呂和久君） 連帯保証人を取っていない自治体は、例えばやり方としては、可児市の場合、入居の前の方に敷金3か月分を取っていると思うんですけど、そうしたものを引き上げたりをしたとか、あと緊急連絡人の方の今届出という可児市もやっているんですけど、それをやることで連帯保証人ではなくその方に連絡を取ると。先ほど言ったような状況のとき、例えば入居していらっしゃる方が何かあったときとか、あとお支払いがされていませんよというようなこともその方に連絡をして、その方から動いてもらうような対応をして、連帯保証人の書類はもう取らないようにしたという事例もあって、それでは対応できないんでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） ごめんなさい、今の実際に連帯保証人を廃止されたところに、その辺どういったふうな状況でやってみえるかというのは、ごめんなさい、はっきり確認はしておりませんが、今の私のところの考えでいきますと、今の緊急連絡先の方についてはあくまでも本当に緊急の連絡先ということで、滞納に関する御相談というのは難しいのかなあというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 答弁が堂々巡りしているので、委員長のほうで整理してもらわないと、このままずっと同じ答弁が繰り返されると思います。

○委員長（中村 悟君） 野呂委員、ちょっと整理して。申し訳ないです。

○委員（野呂和久君） 実際保証人の書類を立てないで既にやってみえる自治体も出てきているので、特に高齢者の方がこれから住居を確保していくということも大変だというような話、特にやっぱり民間のアパートに住むということも大変だというお話も聞いたことがあるので、市営、公営住宅のほうでしっかりと住居のほうを高齢者の方が確保できるように間口を広げるといふか、そうした一つのあれとして、保証人について不要にするような方向で国のほうも今進めているということなので、こういうことも検討をしていただきたいということで今回は質問させていただいたのと、あと入居費が入ってこないということから、その方の生活というのも見えてくるので、もう一つのこととしては、その方の生活の状況を確認しながら必要に応じて滞納滞納ということではなくて、そこから福祉のほうへ橋渡しをするということも必要になってくるかなあとと思いますので、緊急連絡人の方というのはそういう役割ではないよということなんですけれども、これからそうしたいろんな方法を使って、滞納になったからということではなくて、そういうこともこれから福祉のほうへつなげていくことも大事かなあと思いましたので、現時点ではという先ほどの答弁でしたので、また研究をしてといふか、検討していただきたいなあとと思います。

○委員長（中村 悟君） それでは、一応最終的には要望のような、検討してくださいといふようなお話になりました。よろしく願いをします。

ほか、関連を含めて質問のある方は。

○副委員長（渡辺仁美君） これって民法改正で保証人の数を岐阜市がゼロにした、可児市は1人残したといふ、そういうところだけ見ると、やっぱり都会型は人の関係が薄くなっていて保証人が立てられないといふ人が多いといふ、そういう問題に対処した法改正かなあと思っているんですけど、そうすると可児市が1人残したといふのは、さっき御説明で滞納抑止とおっしゃったんで、まだ人のつながりがある、可児市においてはそういう方がいらっしゃる関係上滞納しちゃいけないといふ、そういう気持ちが抑制されるということかなあと思っていますが、ただ1つ野呂委員が多分御心配なのは、本当に保証人が立てられないような方のためには個別に御相談などができる状況にあるかといふ、その1点だけちょっと確認させてもらえればと思います。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今、渡辺委員言われるように、いわゆる都心部とか都会といふか、そういったところでは周りの関係が希薄になったりといふことで問題になっておると思うんですけども、やはり可児市とか、この辺りでいくとまだまだその辺は、関係性は当然あるのかなあと思っていますし、今後もその辺り県内の動向もあるんですけども、その辺を見ながら適宜運用については考えていきたいと思っています。

○委員長（中村 悟君） お願いします。

ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

じゃあここで、10時15分まで休憩を取ります。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時14分

○委員長（中村 悟君） それでは、ちょっと早いようですが、おそろいですので会議を再開いたします。

続きまして、報告事項ということで、まずは報告事項の1番、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発に伴う発掘調査事業についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○文化財課長（川合 俊君） これから、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発に伴う発掘調査事業について説明させていただきます。

資料番号の2をお願いします。資料は2枚となります。

最初に1の調査目的です。今回の調査は、可児市が計画する工業団地開発に伴い、事業地内に所在する遺跡の発掘調査を実施し、記録の保存を行うものです。

次に、2の遺跡の概要です。次のページの図も併せて御覧ください。

事業予定地は、東海環状自動車道の建設に伴い発見された柿田遺跡に近接していることから、まず平成29年度に試掘調査を実施いたしました。その結果、弥生時代後期から古墳時代前期、古墳時代中期から古墳時代後期、あとは中世以降の3時期にわたる複合遺跡であることが確認され、柿田西遺跡と名づけました。そして、遺構を検知した場所を中心に柿田西遺跡A地点からG地点としました。このほか、事業予定地の右上に当たる御嵩町の部分については、顔戸南遺跡と柿田遺跡が存在しております。

続きまして、3の調査方法です。調査を試掘調査と本調査に分けて行います。試掘調査とは、対象地を部分的に試し掘りして、どれだけの面積の本調査を実施するかを絞り込むために行う調査をいい、本調査は、その結果を受けて実施する発掘調査のことをいいます。いずれの調査も、重機で遺構のある面まで掘削を行った後、手作業で発掘を行い、図面や写真等で記録に残します。

発掘調査は、市が主体となって実施し、調査作業員は30人程度雇用し、それを2チームに分けて進めていきます。

最後に、4の年度別の調査地点と面積です。次のページの図も併せて御覧ください。

今後の予定といたしましては、本年の10月中旬頃から調査を開始します。最初にC、G——下のほうになりますけれども——の試掘調査とF地点——左上になります——を行い、その後、E地点の本調査に入ります。令和3年度はD、C、G、A地点の本調査を、令和4年度は引き続きA地点の本調査を行った後、B地点、御嵩町部分の本調査を行う予定です。なお、御嵩町部分は、令和3年度内に御嵩町教育委員会が試掘調査を実施する予定です。

現場の発掘調査は令和4年度までに終了し、令和5年度と令和6年度に発掘調査の成果をまとめる整理作業を行い、令和7年度に調査報告書を発行する予定です。

令和2年度の事業費の見込みは、約4,000万円を予定しています。

長くなりましたが、文化財課からは以上となります。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより質疑を行います。

どなたか質疑のある方、ございますか。

○委員（野呂和久君） 当初たしか委託で調査をするところ、今回、直営ということで作業員の方を30名ほど雇用してということなんですけど、この調査方法が試掘と本調査と分けたのは、この直営になったことによるということでしょうか。

○文化財課長（川合 俊君） 試掘と本調査につきましては、委託であっても直営でも同じです。まずは、試掘調査を行いまして本調査をやる面積を決めると、絞り込んだ上で本調査を行うということになりまして、それによって変わったということではございません。以上です。

○委員（野呂和久君） あと、今回の調査についてはしっかり予定期限を守ってということが大事なことにもなってくるかと思いますが、委託から直営ということなので、その辺の心配というか、それはないということですか。

○文化財課長（川合 俊君） 可児市では、近年このような大規模な発掘調査はなかったものですから、一応県と相談いたしました。それで、岐阜県が行っている発掘調査、大体15人ほどのぐらい掘れるかということとかも積算しまして、それよりも緩い形で設定しておりますので、可能であるというふうに考えております、十分。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか、御質問は。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

それでは、続きまして報告事項の2. 可児市郷土歴史館改修のコンセプトについてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○郷土歴史館長（水野幸永君） 郷土歴史館改修のコンセプトについて御説明をさせていただきます。

資料番号3をお願いいたします。

当館は、市政経営計画において、令和4年に改修工事を計画しており、現在、関連の準備作業を進めています。改修後は、美濃桃山陶の聖地のエントランスとガイダンスの役割を持った施設として機能させるため、そのイメージを共有することを目的にコンセプトを作成いたしました。この間に、郷土歴史館運営協議会、陶芸協会など陶芸関係者の皆さんの御意見も集約しています。

改修後の郷土歴史館の目指す姿は、日本を代表するやきものを生み出したまち可児の誇りを全国へ発信する施設です。日本の国内で作られた茶わんの国宝は2つしかありませんが、その一つである志野茶碗銘「卯花塙」が焼かれたとされる美濃桃山陶の聖地にあって、その情報発信を目的とした施設としていきます。

次に、施設の特徴を表現する展示内容を5つの柱で御説明いたします。

1つ目の柱は、大湖が育んだ自然です。美濃桃山陶が焼かれることになった背景に、特殊的な地層が可児市を含む東美濃に存在したことが関係したと考えられます。ここでは、可児市の豊かな地質に注目し、ユニークな動物や植物化石の時代まで遡り、紹介いたします。また、希少な陶土や絵具の原料も展示いたします。

2つ目の柱は、美濃桃山陶を生み出した技術革新です。ものづくりの原点として、それまでの焼き物とは違う黄瀬戸、瀬戸黒、志野、織部という新しいスタイルの焼き物を生み出した当時の先進的な技術革新に注目します。ここでは特徴の一つである釉薬の存在や、それを焼き上げることを可能にした窯の構造なども紹介します。

3つ目の柱は、美濃桃山陶の盛衰です。桃山時代から江戸時代初期の僅かな期間に焼かれた美濃桃山陶ですが、日本の陶器史上最も華やいだ時期とも言われます。展示では、美濃桃山陶の伝世品や陶片のほか、戦国武将と茶の湯文化のつながりなども紹介します。

4つ目の柱は、美濃桃山陶の再興です。この再興に尽力された人間国宝、荒川豊蔵氏の功績を検証いたします。展示では、豊蔵氏の作品や作陶活動の足跡や収集コレクションなどを考えています。

5つ目の柱は、加藤孝造と現代の陶芸作家たちです。荒川豊蔵に続いて、瀬戸黒の人間国宝に認定された加藤孝造氏の足跡や作品を紹介します。さらに可児市無形文化財技能保持者など、現代の陶芸作家の作品も展示したいと考えております。

以上が展示での5つの柱になります。また、このコンセプトにある中段、下段になりますが、点線の囲みですが、改修後の施設を情報発信の拠点とするため、各展示の柱から誘導する市内の文化財や観光資源との関連づけを行ったものです。

郷土歴史館のリニューアルオープンはまだ数年先となりますが、次年度以降、このコンセプトに合わせた詳細設計などを進めるとともに、美濃桃山陶の聖地の拠点施設へ改修する点も含め、美濃桃山陶を全国に情報発信してまいります。

なお、郷土歴史館に併設する古民家につきましては、現在、雨漏りなど老朽化に伴う損傷が著しく、また耐震性能を備えた施設となっていないため休館としています。以前は古民家の耐震補強をはじめ、屋根のふき替え工事などを行った上で郷土歴史館との一体利用を検討してきましたが、古民家の改修には多大な費用を要することから、解体し、撤去する方針で改修事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

どなたか質疑のある方、見えますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

執行部の方、退席していただいて結構です。

それでは、続きまして報告事項の3. リニア中央新幹線の進捗状況についてと、可児市コ

コミュニティバスの再編について、もう一つが東海環状自動車道4車線化事業についてを一括議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○都市計画課長（溝口英人君） 3点ございますが、一気に御説明差し上げますので、よろしくをお願いします。

資料番号4-1から4-4まででございます。4-1がレジユメのようになっております。4-2がリニア中央新幹線の動向一覧、4-3がリニア中央新幹線の大森工区、それから最後4-4ですが、これはNEXCOが出しております概略図でございます。

それでは、1点目のリニア中央新幹線事業について報告させていただきます。

当委員会で継続して報告してございます動向一覧でございますが、最終ページ、5ページを御覧ください。

前回、令和2年6月に報告させていただいたものから、3行見ていただいたとおりで増えております。6月25日には、JRが環境影響評価書に基づく事後調査報告書を公表しております。8月には、岐阜県全域環境調査の結果を報告しております。可児市としましては、ちょうど一番右下ですね、8月に環境審議会にて環境保全の内容について説明をいただいているところでございます。

続きまして、2ということで、大森地区の経過報告をさせていただきます。資料の4-3を見ていただきまして、3ページ中ほどより、最新のものとしまして3行ございます。この9月より掘削が開始される予定です。実は先日、9月8日に安全祈願式が行われております。トンネル掘削開始に先立ちまして、7月20日に地元の関係者に対してお知らせをしまして、8月25日には情報交換会を行っております。

要対策土の仮置場につきましては、令和元年10月に、一旦公開されております環境影響検討書について岐阜県の環境部局との調整を行っております。さらに、市の環境審議会でも先日説明を受けたところでございます。最終的には、更新されました検討書及び保全計画を公表されるというふうに聞いております。

また、前回の6月議会でも説明させていただきましたフッ素の基準が一時的にちょっと超過した件がございましたけれども、あれからまた継続的に測定は行っております。この8月についても基準値内で収まっていると報告を受けております。今のところ問題がないのかなあというふうに把握しているところでございます。

続きまして、久々利の大萱地区についても御報告させていただきます。

計画を進めるために、現地調査を実際これから行うことになっておりますが、並行して協議する課題もあることから、現在JRと地元の対策委員会と協議を進めているところでございます。若干コロナウイルスの感染予防の観点から、ちょっと調整が遅れているところもございます。そんなような状況を聞いております。

続きまして、もう一つ、美佐野トンネル工事というのについて御説明させていただきたいと思っております。

このトンネルは、御嵩町から久々利地内に向かって施工される工事でございますが、前回、委員会で報告させていただいたとおり、戸田建設と守谷商会のJVで、この4月28日から契約が成立しております。現在は、具体的な工事計画を準備されているようで、令和3年度の着工に向けて、掘削に向けて調整を行っているところでございます。本市にも情報が来ておりまして、水源調査をやりたいというふうに説明を受けておりますが、影響範囲が一部該当することから、地域の住民とか、それからため池の管理者等に情報提供を依頼しているところでございます。

それでは、2番目の可児市コミュニティバスの再編というところに移らせていただきます。

これまでの取組と、それからこれからの取組ということで、大きく分けて御説明差し上げたいと思います。

これまでは、令和元年度7月に再編計画を立てております。それに基づいて、前年度は可児駅、新可児駅を起点とした運行を始めております。また、Kバスの新ルートの運行、それからKタクを電話で予約バスに統合させていただいております。

一方、これからの取組ということで、再編計画の続きということで考えておりますが、さつきバスについては、今現在重複しているところもございまして。複雑な運行をしておりますので、分かりやすさを目的に再編を考えている予定でございます。それと並行して、電話で予約バスにつきましても、現在の問題点を解消するように運行エリアの見直しを行うというふうに考えております。

4-1の裏面のスケジュールを見ていただきたいと思います。

これからは、岐阜運輸支局、運行事業者、公安委員会、道路管理者などと協議を進めてまいります。関係する地域の方にも、必要な地域には説明に参りたいと思っております。さらには、公共交通協議会での意見を取り入れながら、この再編内容を固めていく予定でございます。

現在のところ、令和3年10月をめどに今再編を考えておりますけれども、コロナウイルス感染症の関係もございまして、ちょっと計画の延長も想定しながら進めてまいりたいなあというふうに考えております。

続きまして、大きく3点目でございます。東海環状自動車道の4車線化事業の状況を報告させていただきます。

資料番号は4-4、東海環状自動車道の付加車線設置事業の概略図を見ながら御説明させていただきます。

現在、令和2年3月に可児御嵩インターチェンジから土岐ジャンクションまでの4車線化が決定しております。この事業に伴いまして、事業認可のお知らせを久々利地区全体に回覧したり、それから井戸、沢水、ため池の調査作業の立入りの今お願いを行っているところでございます。

工事につきまして、株式会社大林組が令和2年4月2日から令和5年10月13日までの工期で、延長が1,638メートルの柿田トンネルの工事を行う予定でございます。地元対応としま

しては、広見東自治連絡協議会に説明を行いましたし、昨夜、柿田の自治会の役員にも説明を行ったところというふうにNEXCOから聞いております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

大きな話の3点一緒に説明をいただきましたが、どこからでも結構です。質疑がございましたら。

○委員（酒井正司君） 御嵩町が残土受入れを辞退したという報道がされましたが、あれって最初から遮水シートを使うとか、全然途中で工法が変わったとか、あるいはいろんな、何の変更もなしだったように思うんですが、なぜ辞退されたのか、その辺分かりますか。

○都市計画課長（溝口英人君） 実は、JRからの情報でしかちょっと私理解していないので大変申し訳ないんですが、基本的には断られたという認識ではなくて、工法について協議を進めていきたいと、JRもそれに対してできることをやっていきたいというふうに聞いておりますので、多分遮水シート等の方法とか材質とか、そういうお話がなされているのではないかなあというふうに私は聞き取りましたけれども、その程度でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかにどなたか質疑ございますか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○委員長（中村 悟君） それでは、おそろいようですので会議を再開します。

続きまして、報告事項の4. 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の御説明をお願いします。

○市民部長（肥田光久君） 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてでございます。

本条例につきましては、令和元年12月議会で一般質問いただきまして、その後、条例の実効性等について先行する自治体の事例の調査ですとか、所管する経済産業省の助言等いただき、また市内の状況も踏まえまして、関係各課を交えて検討を続けておる状況でございます。12月議会で議案として上程をさせていただき、御審議をお願いしたいというふうに考えておりました、上程前の今議会で事前に御報告をさせていただくものでございます。

また、このたび庁内手続を経まして、9月12日、明日から、この条例案のパブリックコメントを実施するに当たりまして、その資料により概要を説明させていただきます。

詳細は、課長より説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○環境課長（西山浩幸君） 資料番号は5-1、5-2、5-3になります。

資料番号5-3の条例案におきまして、条例案の最後の附則の第3条、遵守事項の中で、

第8条というところが漏れていましたので差し替えをお願いしました。お手数をおかけしまして申し訳ありませんでした。

それでは、資料番号5-1、可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）の概要を御覧ください。

環境課では、太陽光発電事業に関する条例の制定を計画しております。条例案に関しましてパブリックコメントを実施しますので、その概要について御説明申し上げます。

初めに、条例制定の背景ですが、可児市内で太陽光発電事業を行う場合は、可児市市民参画と協働のまちづくり条例において、3,000平米以上の土地の区画形質変更を伴う場合に市と事業者が協議を行うことになっています。

現在の法令の下では、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所においても太陽光発電設備の設置が計画されることや、また市や地域住民が知らないまま設置され、トラブルになることがあることから、無秩序な開発を防ぎ、市民の生命、財産や生活環境、自然環境を守るための条例を制定するものです。

条例の概要について御説明申し上げます。

第1条、制定の目的としましては、地域と調和した太陽光発電事業が行われ、安心・安全な生活環境と豊かな自然環境の保全を図ることを目的としております。

第2条の対象となる事業としましては、発電出力20キロワット以上の太陽光発電事業で、建築物に設置するものを除く野立ての太陽光発電設備としております。20キロワットの太陽光パネルを設置するのに必要な面積はおおむね200平方メートルから300平方メートル程度で、住宅の敷地と同程度となっております。50キロワットを境に電気事業法の規制がかかるため、分割申請をする事業者があることから、同一の事業とみなす規定を設けております。

第4条、事業者の責務としまして、事業者は関係法令やこの条例を遵守し、災害の防止、生活環境、景観、自然環境に十分配慮して、周辺関係者と良好な関係を保つことを求めます。

第6条、土地所有者等の責務としまして、太陽光発電事業は借地で行われる場合もあります。土地を貸す所有者にも一定の責任があるということから、条例の遵守を事業者を求めるなど、土地の適正な管理に努める規定を設けております。

第7条で、太陽光発電事業を抑制する区域としまして、土砂災害、その他自然災害による被害の危険性が高い区域、生活環境または自然環境を保全する必要がある区域など、特に配慮が必要と認められる区域を規則で指定しまして、事業者に対して事業区域に含まないように求めます。具体的には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンというところですが、そのほかとしまして河川区域、農用地区域、営農型は除きますが農用地を保全すると。その他として、保安林、市長が必要と認める区域を予定しております。

第8条で、技術基準としまして、事業者が太陽光発電設備を設置するに当たって遵守しなければならない基準を定めています。技術基準では防災上の措置や安全性の確保、周辺地域の景観や環境の保全、廃止後に行う措置を規則で定めるとしてあります。

裏面を御覧ください。

第13条で協定締結を規定しています。協定締結後にしか着工してはいけないという第14条の規定と合わせまして、地域に配慮した計画となるよう事業者と十分な協議を行います。

第19条では、適正な維持管理について規定しています。

第20条、廃止の届出としまして、事業終了に当たっては、適切な廃棄や跡地の管理について確認を行うこととしております。

第24条、公表で、市は行政指導を行います。事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合、氏名等を公表し、国に報告します。

施行日についてですが、条例案を12月議会に上程する予定になっております。市民の安全・安心を最優先としておりますので、議決いただけましたら、公布の日から施行する予定でおります。

附則の第2条、既存設備への適用としまして、既に設置されている設備に対しましても、維持管理、廃棄などの規定を施行日から適用することとしております。

条例制定の効果としましては、次の4つの点を考えております。

1つ目は、太陽光発電事業を抑制する区域を設定し、災害を未然に防止すること、2つ目は、事業者の説明責任を規定し、説明会等を実施させることで自治会等周辺関係者と相互理解を図り、良好な関係を築くこと、3つ目は、安全な設備設置と適正な維持管理、災害発生時の対応や事業終了後の設備撤去など、市との協定締結を義務づけることで担保することです。4つ目としまして、条例の義務規定に従わない場合は、国がFIT認定の取消しを含めた指導をすることができるため、実効性が担保されるというものです。これらにより、周辺関係者の理解を得ながら、地域と調和し、安全・安心な生活環境と豊かな自然環境の保全を図った再生可能エネルギーの普及を目指しています。

4番の事務分掌とまちづくり条例、景観条例の関係性につきまして、資料番号5-2を御覧ください。

赤色の点線で囲ったものが、今回の条例案の範囲になっております。建築指導課が申請から協議、完了確認までを担当し、環境課がグレーになっておりますけれども、維持管理から廃止までの部分を担当します。

20キロワット以上を対象としておりますが、事業面積が1,000平方メートル以上というところで完了の現地確認などを追加するなど、提出書類等にも差を設けるようなことを考えております。

太陽光発電事業の3,000平米以上のものにつきましては、現状、土地区画形質の変更がある場合はまちづくり条例も対象となっておりますが、それぞれ太陽光条例とまちづくり条例、景観条例の届出を行っていただくということになります。

資料番号5-1に戻っていただきまして、5番のスケジュールということですが、先ほども部長のほうからも話がありましたように、9月12日、明日からパブリックコメントを開始しまして、10月1日の消印のものまで受付をします。そのパブリックコメントの結果公表

を11月中旬に予定しておりまして、12月定例会に上程する予定としております。

環境課からは以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、質疑のある方ございますか。

○委員（酒井正司君） 公布施行が12月下旬ということですから、条例の遡及効果というのはないわけだと思うんで、現在進行形で何か該当する工事って行われていますか。

○環境課長（西山浩幸君） ただいま協議中の案件が11件ありまして、それにつきましては条例の技術基準等の対象にはなっていないわけなんですけれども、維持管理とか廃棄につきましては、それらについても、既に運転しているものについても対象として、環境課のほうで苦情等出ましたら指導を行っていくというようなことを考えております。技術基準とか配置につきまますことについては遡及ということになりますので、今後出てくるものを対象にはしております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 要は太陽光発電設備の設置工事が始まるその施工中ですね。例えば災害とか、いろんなことで問題が発生する可能性がありますけど、そういったところの安全性の担保というか、何かそういうのは条文の中に出てくるわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） 条文の中には、具体的なところは織り込まずに、規則とか、あとには要綱の中で細かいところを規定しまして、協定締結の中で、遵守事項というようなところで事業者と市と双方合意の上で行っていくということを考えております。今までまちづくり条例でも同様の扱いでしたけれども、それを若干厳しくはなるのかなあというところでは考えておりますが、取扱いとしては同様です。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（澤野 伸君） すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、4条の事業者の責務の関係法令の関係で少し事例を上げていただきたいのと、この関係法令の違反と周辺関係者と良好な関係を保つよう努めるとしますというのと、これはどちらが、通常だと関係法令のほう重いような気がするんですけども、ちょっとその辺のバランスをお聞かせいただけませんか。

○環境課長（西山浩幸君） 関係法令としましては、電気事業法とか、いわゆるFIT法という法律があります。条文のほうにも第2条の辺りに出てくるところにはなりますけれども、そのほかとしまして、あと急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律とか、先ほどの農振農用地というところになりますと農地法というようなものにもなってきます。それぞれの法律をまず第一に守っていただかなければいけないというところがありますけれども、そのほかにも国が太陽光発電に関しましてガイドラインをつくっておりますので、そういうところも遵守していただくと。そのガイドラインの中には、そこの市町村の条例を遵守することということがうたわれておりますので、それに基づいて市町村の条例も遵守してくださいよというところになっております。

法律で駄目ですよという規制がないところについては、どこでもできてしまうというのが今の考え方ではありますけれども、ここはどうしても自然災害とか、周辺の住民の生活に影響を及ぼすおそれがあるということで何とかならないかというところを条例で市のほうと協議の中で誘導していくということを目的としておりますので、まずは法律を遵守していただくんですけども、周辺関係者との良好な関係を保つということを市のほうは目的に行っております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、質問のある方。よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） 第8条、技術基準ですけど、これはまた具体的にはどういう形になってきますか。

○環境課長（西山浩幸君） 先ほども言いましたけど、今の法令では急傾斜地でもできてしまうというようなことにはなっておりますけれども、下に住宅があるような場合ですと、土砂災害の危険性が極めて大きくなるということがありまして、30度以上を崖というふうに建築基準法とか急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律でも基準がありますので、市の条例としましては、30度以上の斜面には設置しないということをもとに、そのほか技術基準を設けていくということで、市民の生命、財産を守るという観点からの基準を考えております。

○委員（伊藤 壽君） それは、規則か何かで明示していくわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） はい。規則のほうで明示しておきます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 第10条は努力義務になっていますね。周辺関係者への周知ということで、努めなければならないということになっていますけど、この辺、関係者の理解が得られるよう第10条第2項ですか、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないとなっていますけど、これは理解が得られるまでという努力をしていただくということになってくるわけですかね。

○環境課長（西山浩幸君） まず10条の周辺関係者への周知ということで、第1項のところ、説明会の開催その他の方法により周知を行わなければならないということで、まず周知のほうにつきましては義務となっております。その上で、理解が得られるよう努めなければならないということで、100%の了解を得るといことはなかなか難しいというところがありますので、あらゆることを考えて理解を得ていただくように努力をしてもらおうと。その上で、合意が得られない場合でも、各種法律を照らし合わせて判断するということになってきますけれども、事業面積3,000平米以上の案件につきましては、まちづくり条例のほうにあっせん、調停の規定がありますので、そちらのほうで対応していくということを考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） はい。

○委員長（中村 悟君） ほかに発言ある方、ございますか。

○委員（伊藤 壽君） 条文の説明を受けるようになってしまいますが、11条の第1項の第2号で周辺への影響が大きいという規定がありますけど、こういったのは、また具体的に規則か何かで定めていくわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） 具体的な事例を上げるというところまではしていきますと、いざというときに拾えないことも出てくるかもしれませんので、幅広く市長が認めるというところにとどめておきたいというふうに思っております。

○委員長（中村 悟君） ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

大事な条例ですけれども、またちょっと時間がありますので、しっかり委員の皆さん勉強していただいて。

ということで、あと発言もないようですので、この件につきましては終了いたします。

どうも執行部の方、ありがとうございました。

午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○委員長（中村 悟君） それでは、またちょっと早いですが、会議を再開したいと思います。

それでは、残りの5番目として、協議事項として前委員会からの引継ぎ事項やら、所管事務事業の調査研究課題についてを議題といたします。

引継ぎ事項やら、一般質問やら、決算審査やら、いろんなどころを含めて当建設市民委員会で取り上げて、調査検討をしていくべき課題があると思われるものがあれば御意見をお伺いしたいと思いますのですが、何か御意見のある方ございましたら。

○委員（酒井正司君） 私は連続してこの委員会、副委員長もそうだと思います。あと何人かもお見えですが、委員会の引継ぎ事項って非常に重要なテーマだと思うんですね。課題の認識という、それを継続して、さらにそれを解決する方向性をつけなきゃいかんという義務があるんですけど、この課題の数と中身が随分と省略されているなあと。もうちょっと真摯な対応をすべきじゃないかなあとと思うんですが、どうでしょう。

○委員（川上文浩君） 私も見たときに、ちょっと僕、8年目か9年目なんです、この委員会。このスキームを初めて見たので、本来は前委員長がここに見えるんで、今議長ですから発言をされないと思いますけれども、前委員会から引継ぎがあった7項目は、これは課題に必ず入れるべきで、プラスアルファあれば追加するというのが本来のものであって、やはり問題があるので、これは継続的にずうっとやってきた問題がすごく出ているんですよね、7つの課題について。これを2つに絞ってしまうというのは、もう委員会としての責務を放棄するというふうにしか捉えられないので、これはもう勘弁していただきたいのと、関係団体の懇親会とありますけど、こんなことを普通書きますか。懇親会やるという状況を今の状況の中で。私は今まで関係団体と懇親会という経験がないので、やる必要はないというふうに思い

ます。

○委員長（中村 悟君） 懇親会になっていましたっけ。懇談会やね。懇親会になってますか。

〔「懇談会は上にある」の声あり〕

申し訳ないです。ちょっと懇親会はまずいですね、申し訳ないです。

あとは引継ぎ事項の件ですが、今御意見いただいたようにずうっと読ませていただいて、その中でも、ちょっと自分で思いのあるものを書いてしまいましたが、決してやらないということではないです。また本当に酒井委員言われたように、私もちょっと長いんで、この建設委員会は、ずうっと引き継いで事項がありますので、申し訳ありません。文書を省略してしまいました。決してやらないということではございませんので、機会があれば対応できるようにしたいと思います。

○委員（川上文浩君） 委員長に申し訳ない、機会があればじゃなくて、今も伊藤委員と話していたのは、やはり櫛ヶ丘の問題でもずうっとやっているんですよ、この委員会で。ずうっと追って追って、今の状況を聞いたらあまり芳しくないということなんで、物すごくこれは大変なことなんです。大森地区に住んでいる方とか、そういう方から見ると。

これもそうですし、環境問題でいくと大森湿地もそこに関連してきますし、太陽光もたまたまそこからということでずうっと引きずっているんで、外国籍というのはもう澤野議長が委員長のときにどうしてもやりたかったものがコロナウイルス感染症の影響でできなかったんですよ。これは物すごく重要なこと、一丁目一番地じゃないかなあというふうに思っているぐらいの課題なんで、やっぱりもう一度課題をきちっと明記していただいて、外国籍住民のやはり就業教育等の現状と課題解決というのは、コロナ禍の中ではもう最優先課題と、この委員会の。急に起きたことですし継続課題もあるので、これはもう一丁目一番地として入れていただいて、今からも準備していかないと、やはりコロナ禍の中で議会報告会も流れたわけですけども、懇談もしていかなくちゃいけないと思いますし、やはり土田から今渡、川合地区に含めて、やはり今後の市民の安心・安全とかいろんな部分について、やっぱりどうなるんだろうという不安が多いと思うんですよ。そういう部分にも、やっぱり議会は応えていかないと駄目だと思うので、ぜひこれも含めてもう一度このスキームというものを、前回委員会的时候もスキームをきちっと出してくださいというふうをお願いしたのと、議会運営委員会でも言ったんですけども、スキーム大事ですよと、ここからやれたことをチェックして行って、チェックしてやれなかったことを次にまた、どうしても次の委員会でやっていただきたいようなことを出されるわけですので、ぜひそういった方向で出し直させていただければというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見。

○委員（伊藤 壽君） 課題の部分で発言させていただきますと、やはり先ほど川上委員のほうから大森地区でいろんな事業が課題としてあるということですが、その中に、今日説明を受けましたリニア中央新幹線の掘削が始まります。その問題と併せて排出土、出た土の埋立

て等の件もあるかと思しますので、これも含めていただきたいと思いますし、東海環状自動車道の4車線化も、それと併せて含めていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（澤野 伸君） すみません。今、伊藤委員の御報告からの発言もありましたし、川上委員からも御指摘いただきましたが、7つ一応引継ぎ事項でお出ししましたので、まずこれを明示していただいて、削るものがあればそこから削っていただければよかったです。今の御意見の中では全部網羅されている御発言でしたので、ぜひちょっと7つの事項を課題に上げていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） すみません、申し訳ありませんでした。

ほかに。

○委員（酒井正司君） まとめになりますかね、やれるかやれんかということよりも、認識がまず持たなきゃいかんと思うんですよ。ですからここを削るのはまずい。まず引継ぎ事項は全部ここに書くべきですよ、これは最低限の話ね。

やれるかやれんかは、コロナウイルス感染症の話とかいろいろありますが、常に問題意識を持ってやれたらすぐやると、すぐ行動に移すということで、ここで第1段階で削るのは、これは委員会で削らないかん。やれるかやれんかといった段階、ステップでね。いきなり削るのは、これはまずいと思います。

○委員長（中村 悟君） 分かりました。申し訳ありません。

ということで、取りあえず引継ぎ事項の重要案件が7つあるので、委員会としては、まずそれをしっかりと調査、検討していくという。

そのほかに何かはございませんか、今この場で。

○委員（川上文浩君） そのほかというと、やはり前回の活動スキーム、澤野議長が作られたのがあるんですけど、やっぱりスケジュールというのは大事なので、スケジュールを立ててもらって、そこでやれたかやれないかを判断しながら、じゃあそのスケジュールをどこに持っていこうかということでやっていただければと思います。やはり澤野議長の思いという部分でいうと、やはり外国籍住民の問題、しつこいようだけど、これはできなかったんですよ、本当に、やろうと思ったけど。物すごくやはり重要なことなんで、ぜひ一丁目一番地で早速その外国の皆さん方の交流とか、国際交流協会の関係者の方と懇談とかも、いろいろ設定していただければというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。ありがたいお話をいただきました。

ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、申し訳ありません。今のいろいろ御意見いただきました。また訂正をして出させていただきます。

それでは、この件については終了といたします。

本日の建設市民委員会の案件は、これで終わりました。

これで建設市民委員会を閉会としますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、閉会といたします。

閉会 午前11時18分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月11日

可児市建設市民委員会委員長